

# 日田市 農業委員会だより

第21号

平成20年12月15日発行

日田市農業委員会

日田市田島2丁目6番1号

TEL22-8213



## 《目次》

- ◎市農政施策に関する建議・・・P2
- ◎市議会議員との農政懇談会・・・P3
- ◎農地バトロールを実施・・・P4
- ◎老後の備えは農業者年金・・・P5
- ◎農地の転用等には許可を・・・P6

## 佐藤市長に『建議書』を提出

～農業者の声を農政に反映させよう～

日田市農業委員会（森山有男会長・37名）は11月10日、佐藤市長に「平成21年度日田市農政施策に関する建議書」を提出しました。これは農業者の代表である農業委員が地元農業者の声を農政に反映させるのが目的で、毎年実施しているものです。（2ページに関連記事）

# 平成二十一年度 「日田市農政施策に

## 関する建議」

日田市の農業は、土地の有効利用を推進するため、担い手の育成や農地の集積を図るとともに、耕作放棄地の発生防止・解消のための取組みが課題となっている。さらには、消費者に安心で安全な農作物の供給を図るため、「日田式循環型有機農業」をより一層推進し、地域の特性に



▲佐藤市長に内容を説明

応じた農業経営体制の確立に取組む必要がある。

日田市農業委員会は、次代を担う若者たちに魅力ある農業経営が実現できるよう、来年度予算編成時期にあたり、次のとおり施策の実現と予算の確保が図られるよう、農業委員会等に関する法律第6条第3項の規定に基づき建議する。

### (1) 日田式循環型有機農業の

#### 推進について

生産資材、化学肥料の高騰は農家の生産コストを押し上げ、農業経営を圧迫している。そこで、以前からひた農業の課題として挙げられている農業の耕畜連携で取組む日田式循環型有機農業により堆肥散布を行い、生産「コスト」の軽減を図り、有機・減農薬農業を推進し、消費者に安全で安心できる“食べ物”を提供する。日田式循環型有機農業は果樹、野菜、稲作農家の全農家を対象に取り組み安全・安心のひた農業を育成する。そのため次のことを提案する。

①日田市周辺部の中山間地区の農地は、狭小で不整形な田畑が多く非効率的な農作業をしなければならぬ。労働の省力化・効率化を図るには農作業用機械の導入が必要であり、小集落単位の

圃場整備事業や農道整備補助事業の拡充・継続を行う。

②有機栽培の効用は周知のごとくであるが、現在、日田市で生産されている農産物の多くは、消費者の動向に合わせ有機・減農薬栽培が行われている。しかし、点としての取り組みであるため消費者へのアピール効果が薄い。日田式循環型有機農業を日田市全体に進め、安全・安心の日田農産物である事を農業関係機関と連携をとって進める。

③有機農業の推進には、有機堆肥の散布が必要となる。そこで日田市で堆肥散布機械を購入し農業生産法人等に貸付し、運用と運営を委託する。

④圃場整備された農地への効率的な堆肥散布を行うための大型機械や中山間地域の未整備圃場へは小型機械を導入し、散布圃場には統一の「日田式循環型有機農業圃場」看板を掲げる。

### (2) 有害鳥獣対策について

近年、イノシシ、シカ、カラス等の有害鳥獣の被害は年々増加しており、その被害は農作物全般に及んでいる。中山間地域においては農業経営を減退させ耕作放棄地が拡大しており、過疎化が急速に

進行する一因となっている。そのため次のとおり提案する。

①休猟区の設定により有害鳥獣捕獲班による駆除を実施しても、鳥獣保護区が有害鳥獣の退避所となって、鳥獣捕獲の支障となっている。また、狩猟期間については、猟期の延長が図られているが、年間を通じて有害鳥獣による農作物被害は発生しているのが現状であることから、鳥獣保護区の縮小・廃止や狩猟期間の廃止について法改正を国・県に強く要望し、効率的な被害防止対策を構築する。

②箱ワナによる捕獲後の処理について、現状では処理施設が整備されていないこともあり、免許取得者が個々で対応している状況である。捕獲したあとの解体処理施設の充実を図る。

③有害鳥獣対策については、農家にとって重要な問題であり直接的な「有害鳥獣対策課」のようなセクションの設置と嘱託ハンターの雇用を行う。

④鳥獣の生態調査を踏まえた抜本的な対策のため、人工林の適正な間伐推進や森林計画により針葉樹・広葉樹の植栽地域区分を設定し鳥獣生息地域環境整備対策を講じること。

### 市議会議員との農政懇談会

十一月十二日、農業委員と市議会議員との懇談会が開かれました。会議には農業委員七名と市議会議員長、経済環境委員七名が出席しました。会議は農業委員四名が酪農・果樹・野菜・水田等営農の現状について発表し、それをもとに懇談しました。終了後、森山会長は「日田市

農業や農家のうかがい知らない実状や実態について、さわりであるが、共通の現状確認ができて大変有意義であった。今後も本気で儲かる農業を目指し、具体的な方法についての話し合いを積極的に進めていきたい」と感想を述べました。



▲懇談会のようす

### 平成二十年度日田市農業者年金受給者協議会総会



▲総会のようす

農業者年金受給者協議会（梶原昭治会長・二百九名）の総会が四月二十五日、市内の旅館で開催されました。今年度から旧大山町と三津江の会員二十三名が新たに加わり、その内三名が総会に出席しました。議案の審議では多くの質問や意見が出され活発な討議がなされました。その後、喜寿の方々に記念品が贈呈され、引き続き講演では高田耕一先生が「なつかしい唱歌をうたおう」と題して講演、全員で楽しく歌いました。最後に懇親会があり会員相互の親睦を深めました。

# ◎農地パトロールを実施!

十一月四日と十二月一日の両日、農業委員がそれぞれ五班に分かれ農地パトロールを実施しました。これは、遊休農地の発生防止や解消、無断転用や産業廃棄物の不法投棄などを監視するのが目的で毎年実施しているものです。今年も「耕作放棄地調査」も同時に行ない、各委員は割り当てられた地区を巡回し、一筆毎に耕作状況等を確認しました。

東保雄副会長は「調査の結果をそのままにせず、今後どう反映させていくかが重要だ」と感想を語りました。



▲農地パトロールのようす

# 農業者年金研修会

～老後の経済的安定を目指して～



▲研修会のようす

十一月四日、大分県農業会議の松永氏を講師に招き、農業者年金加入推進研修会を開催しました。これは、農業者年金制度についての知識や理解を深め、加入を推進しようというものです。研修会では加入脱退等制度の仕組みや税制面での優遇措置などを学びました。最後に森山会長が「こうした優遇された制度があることを農業者は知らないでいる。一円で七年金で潤う様に周知徹底を図っていきたい」と講師に御礼の言葉を述べました。

## ◆農業委員会委員選挙人名簿の

### 登載申請は「1月10日」までに!

農業委員会委員の選挙人名簿は、各農家からの申請により、1月1日現在の状況について農業委員会で審査を行ったものを基にして、選挙管理委員会が作成します。申請用紙は、平成20年12月中旬に該当すると思われる方に配布していますので、平成21年1月10日(土)までに市農業委員会事務局に申請してください。但し、土・日・祝日と年末年始の休暇中(H20年12月27日(土)～H21年1月4日(日))は、市役所日直が受取りを行います。

《問合せ先》 農業委員会事務局 電話22-8213

## ※農業者年金の加入推進活動を

### 実施しています!

農業委員会では現在、認定農業者や女性農業者の方々を対象に、加入推進のための個別訪問を行っております。担当地区の農業委員が説明に伺いますので、よろしく願います。

# 老後の備えは 農業者年金!

「家族一人ひとりが」

「自分の年金」を

## ① 農業者の方なら広く加入できます

国民年金第一号被保険者で、年間六十日以上農業に従事する六十歳未満の方は誰でも加入できます。脱退は自由です。脱退一時金は支給されませんが、加入期間にかかわらず、それまでに支払った保険料は将来、年金として受け取れます。

## ② 少子高齢化時代に強い年金です

保険料は二万円～六万七千円で、自分が積み立てた保険料とその運用実績により将来受け取る年金額が決まる積立方式の年金です。加入者・受給者の数に左右されにくい安定した年金制度で、運用利回りの状況などで保険料が引き上げられることもありません。保険料など年金資産は、農業者年金基金が安全で効率的な運用を行い、平成十四年度から六年間の平均利回りは年一・〇四%です。また、毎年六月末に「付利通知」で個人毎の積立・運用状況をお知らせいたします。

## ③ 終身年金で八十歳までの保証付きです

年金は生涯支給されます。仮に加入者・受給者が八十歳前に亡くなった場合でも、死亡した翌月から八十歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の現在価値に相当する額が、死亡一時金として遺族に支給されます。

## ④ 公的年金ならではの税制上の優遇措置があります

支払った保険料は、全額(年額十二万円～八十万四千元)が社会保険料控除の対象になり、所得税・住民税の節税につながります。また、保険料などの年金資産の運用益は非課税です。さらに、将来受け取る農業者年金は、公的年金等控除の対象となり、六十五歳以上の方であれば、公的年金等の合計額が百二十万円までは全額非課税となります。

## ⑤ 認定農業者等の担い手には保険料の国庫補助があります

要件としては、①保険料の納付期間が二十年以上見込まれ、②農業所得が九百万円以下であり、③認定農業者で青色申告をしているなど、下記の区分一～五のいずれかに該当する場合には、保険料(月額二万円)の二割、三割又は五割の補助が受けられます。(通算して最長二十年間、最高二百十六万円まで)

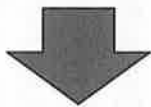
### 《保険料の補助対象者と国庫補助額》

| 区分 | 必要な要件  | 35歳未満           | 35歳以上          |
|----|--|-----------------|----------------|
| 1  | 認定農業者で青色申告者                                    | 10,000円<br>(5割) | 6,000円<br>(3割) |
| 2  | 認定就農者で青色申告者                                    | 10,000円<br>(5割) | 6,000円<br>(3割) |
| 3  | 区分1または2の者と家族経営協定を締結し、経営に参画している配偶者または後継者        | 10,000円<br>(5割) | 6,000円<br>(3割) |
| 4  | 認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者 | 6,000円<br>(3割)  | 4,000円<br>(2割) |
| 5  | 35歳まで(25歳未満の場合は10年以内)に区分1の者となることを約束した後継者       | 6,000円<br>(3割)  | —              |

# 農地の転用・売買・賃借等は許可を受けてから

- 「自分の農地だから許可や届出等をしなくても、自由に売ったり、貸したり、転用してもよいのでは」と思っている方はいませんか。
- 農地を売ったり、貸したり、転用したりするときには「農地法」に基づく許可が必要です。
- 対象の土地が農地であるかどうかは現況で判断されます。登記地目が農地であれば、耕作されていなくても農地として扱われます。また、登記地目が農地でなくても、農地に利用されている土地は農地とみなされます。

|                       |                     |                           |
|-----------------------|---------------------|---------------------------|
| 農地を売買又は<br>貸し借りするときは  | 自分名義の農地を<br>転用するときは | 他人名義の土地を買うか<br>借りて転用するときは |
| 3条申請及び<br>農業経営基盤強化促進法 | 4条申請                | 5条申請                      |



- ◆ 農地を耕作目的で売買したり、貸し借りするときは農業委員会の許可が必要です。
- ◆ 農地を取得する適格者（耕作面積が申請地を含めて40a以上）でない場合には許可されません。

- ◆ 農地の転用とは、農地を住宅・工場・倉庫・駐車場用地などの農地以外の用途に変更することで、農業委員会を経て県知事の許可が必要です。
- ◆ 農振法の農用地区域内農地でないか農業振興課で調べてください。もし区域内農地であれば除外の申請をしてください。県の認可によるこの除外が決定にならないと農業委員会への転用申請ができません。

- ◎農地の無断転用をなくしましょう。
- ◎農地を埋め立てするには、事前に許可または届出が必要です。
- ◎許可後、まだ転用していない農地がありましたら、速やかに転用してください。
- ◎許可後、転用が済んだら早急に登記手続を行ってください。

◎申請書の締め切りは  
**毎月17日です**  
17日が閉庁日の場合には、次の開庁日を締め切りとさせていただきます。

国が変わる 安心が大きくなる

**担い手積立年金**

「担い手積立年金」は農業者年金の愛称です。